

令和2年8月19日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部

幼児保育課長 横山 尚人

家庭保育の協力要請期間の延長（9月）について

都内の新型コロナウイルス感染症は嚴重な警戒態勢を要する、予断を許さない状況となっています。そのため、各保健所では、陽性者の発生に伴い、疫学調査により濃厚接触者を特定し、PCR 検査の調整、実施、結果の確認から必要に応じて健康観察や入院の手配、そして更なる濃厚接触者の特定と、区民の方からのご相談のお電話を受ける傍ら、業務は日々増加しています。

そのような中、各地の多くの施設で感染の発生が確認されている保育園等では、「三密」を避けた新生活様式を実践することが困難なことから、大人同士とは異なり、たくさんのお子どもたちが濃厚接触者と特定される状況が見られています。濃厚接触者となりますと、PCR 検査の受診と 2 週間の自宅待機による健康観察が必須となり、保護者によるご家庭での保育が必要となっています。

区では、緊急事態宣言の際に臨時休園を行った以降も「家庭保育の協力要請」として、可能な方にはご家庭での保育のお願いを、保育料の還付と合わせて継続してまいりました。そのことで、園内の人口密度が下がることで様々な感染症対策が実践しやすくなるだけでなく、結果として感染が発生した保育園においても、登園自粛によってお子さんが濃厚接触を避けられたケースが多数ありました。お子さんやご家庭にとっても健康が保たれ、2 週間の自宅待機が回避されるとともに、ひっ迫する保健所の業務が軽減されることにもつながりました。

感染はいつどこで起こるかわかりませんが、改めて日頃の手洗いや健康管理を入念に行っていただき、ご自身やお子さん、園の感染リスクを減らすとともに、可能な範囲で結構ですので、ご家庭での保育にご協力いただけましたら大変ありがたいと存じます。一人ひとりが出来ることを出来る範囲で最大限に行うことで、引き続きご一緒にこの困難を乗り越えていきたいと思っております。くれぐれもご無理はなさらず、ぜひ園や区にご相談いただきながらご対応いただけますと幸いです。

記

1 保育園の運営について

- ◎保育園等の運営は、原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、引き続き、9月30日まで「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、協力くださいますようお願いいたします。なお、10月以降の対応については改めてお知らせいたします。
- ◎「家庭保育の協力要請」については、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけるご家庭に、ご協力いただける範囲でお願いするものですので、登園する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。
- ◎ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、保育時間の短縮によるご協力も大変ありがたく、お迎え時間を早めていただくなど、保育時間の短縮にご協力ください。
- ◎「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため登園を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、引き続き基本保育料の日割り還付を実施いたします。
- ◎各園で行っております感染症対策には、引き続きご協力をお願いします。
なお、園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、臨時休園となります。

2 その他

- ◎「家庭保育の協力要請」は、国の「自治体等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合」に当たる、いわゆる登園の自粛をお願いするものです。
- ◎基本保育料の日割り還付について、6月までに「還付請求書」をご提出いただいた方については新たにご提出の必要はありません。（振込先口座を変更する場合はご提出が必要です。）
- ◎お休みされる日や保育時間の短縮については直接園にお伝えください。（日割り還付の対象となる日数については、区から園に確認いたします。）
- ◎育児休業から職場復帰する方の在園資格は令和3年2月まで保障する（令和3年3月中の職場復帰）こと、また求職活動中の方の就労開始は3か月の期限を令和3年3月まで延長すること、合わせて在園中の方が新型コロナウイルス感染症によって失業や離職等となった場合の3か月の再就職の期限についても必要に応じて令和3年3月まで延長することについては変更はございません。
- ◎認可保育園への入所申請（転所申請を含む。）をされている方（予定を含む。）へのご案内となりますが、調整指数「待機」及び「受託」は、育児休業を取得されている期間は、対象期間外となるため、加算されませんので予めご了承ください。また、在園資格の保

証と選考指数の取り扱いは同様ではありませんので予めご了承ください。

◎新型コロナウイルス感染症による休園については、2か月の休園期間の上限は適用いたしません。

◎国の緊急事態宣言や都の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

◎保育園における感染症対策の取組については、区ホームページに区立園の取組を例として掲載しておりますのでご確認ください。

・「区立認可保育園における新型コロナウイルス感染症予防対策について」

(ホーム>子育て・教育>子育て>保育施設・育成室・一時預かり事業等>保育施設・育成室等>認可保育所等(区立・私立)>区立認可保育園における新型コロナウイルス感染症予防対策について)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okosan/nicchu/ninka/yoboutaisaku.html>

◎お勤め先企業に向けた文書は、区ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

・「保護者の勤務先企業、事業者の皆さまへ」

(ホーム>子育て・教育>子育て>新型コロナウイルス感染症に伴う保育施設の運営等について(8月19日時点)「保護者の勤務先企業、事業者の皆さまへ」)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html#kigyoyou>

◎ご家庭での子育てについて、ご不安やご心配なこと、困りごとなどがありましたら、どうぞ抱え込まずに園または以下の相談先にご相談ください。

【相談先】 ○電話相談(平日午前8時30分から午後5時まで)

| | | |
|------------------|----------------|--------------|
| 健康、育児(栄養、歯科) | 保健サービスセンター | 03-5803-1807 |
| | 保健サービスセンター本郷支所 | 03-3821-5106 |
| ご家庭での子育ての不安や心配ごと | 子ども家庭支援センター | 03-5803-1109 |

3 お問い合わせ

◎区立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係(電話 03-5803-1189)

◎私立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当(電話 03-5803-1845)

◎基本保育料還付(返金)、在園資格に関すること

子ども家庭部幼児保育課 入園相談係(電話 03-5803-1190)